

令和3年1月15日

「新型コロナウイルス感染症」に関する消防個人年金制度の特別取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、消防個人年金の事務取扱いにつきまして下記のとおりとさせていただきます。なお、下記の特別取扱いは緊急事態宣言の対象区域の契約について実施いたします。今後、対象区域が拡大された場合は、その区域の契約についてもこの特別取扱いの実施対象とします（準ずる区域を含む）。（1月14日時点の緊急事態宣言の対象区域は、「栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県」。）

記

1. 掛金のお払い込みが困難な場合

掛金のお払い込みが困難な場合につきましては、掛金のお払い込みを猶予いたします。期間（お払込猶予期間）をご契約の払方に応じて、最長6ヶ月（令和3年6月末）まで延長いたします。

⇒日本消防協会年金共済部（TEL 0120-658-494 平日 10時～16時）宛にご連絡ください。

2. 一部払出制度について

(1) 自由選択コース

現在、7月、1月の年2回のみの取り扱いとしておりますが、引き出し時期・引き出し回数制約を一時的に撤廃し、毎月引き出し可能といたします。なお、本取扱いは令和3年6月までを目処といたします。

⇒日本消防協会 年金共済部（TEL 0120-658-494 平日 10時～16時）宛にご連絡ください。

(2) 税制適格コース

税法の要件として一部払出制度を適用することができません。

[問い合わせ先]

公益財団法人日本消防協会

年金共済部 藤中、太田、入江

TEL : 0120-658-494 (平日 10時～16時) E-mail : nenkin@nissho.or.jp